明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五五）　二
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（三五六）　二

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（**法務**四七四～四七八）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（**同**四七九）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**四八〇）　三
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（**厚生労働**四〇五）　四
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（**同**四〇六）　四
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**農林水産**一五五四）　四
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**同**一五五五）　四
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（**同**一五五六）　五
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（**同**一五五七）　五
○保安林の指定をする件（**同**一五五八～一五六三）　六
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一二五、一二六）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**三七八、三七九）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**一七〇、一七一）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**二二二）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**一三七、一三八）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　八

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　九

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項　九
登録実施機関の登録の一部改正について（中部運輸局）　九
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示二、静岡同三、大阪同七）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五五号）（国土交通省）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第四一号）の施行期日は、平成二六年一一月二〇日とすることとした。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（政令第三五六号）（国土交通省）

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正関係

軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画の認定の申請手続を定めることとした。（第一条関係）

二　道路運送車両法施行令の一部改正関係

輸送施設の使用の停止等を国土交通大臣が命じた場合について準用する道路運送法の規定の読替えを定めることとした。（第一五条関係）

三　この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一一月二〇日）から施行することとした。